

# 安房医師会ホームページ広告取扱要綱

## 1 趣旨

---

この要綱は安房医師会の新たな自主財源を確保するとともに、地域医療情報提供の活性化を図るため、医師会ホームページに会員および関連企業等の広告を掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

## 2 定義

---

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、以下のとおりである。

### 2.1 ホームページ

安房医師会の公式ホームページをいう

### 2.2 バナー広告

安房医師会ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定する Web サイトにリンクするものをいう。

## 3 広告の種類

---

安房医師会ホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

## 4 広告できる企業および掲載順位

---

### 4.1 広告できる企業は以下のとおりである

- ① 安房医師会会員の有する事業所(診療所および病院)
- ② 安房医師会会員関連の施設
- ③ 安房四師会に属する歯科診療施設および薬局
- ④ 医薬品メーカー
- ⑤ その他掲載する広告として妥当であると医師会長がみとめる企業

## 4.2 掲載順位は以下のとおりである

掲載が適当と認められた広告の申し込みが予定枠を超える場合の掲載順位は、上記 4-1 に記載された順序とする。ただし、同一順位が予定枠を超える場合には、抽選により決定するものとする。

## 5 広告掲載範囲

---

### 掲載できる広告の範囲は以下のいずれにも該当しないものとする

- ① 法令に違反し、または違反の恐れのあるもの
- ② 公の秩序に反する、または反する恐れのあるもの
- ③ 政治活動、宗教活動、意見広告に関するもの
- ④ その他広告として掲載することが妥当でないと医師会長が認めるもの

## 6 広告の企画

---

- ① 大きさ：縦 162px 横 215px ※縦横のどちらか短い方に合わせ、この比率にリサイズされる
- ② ファイル：JPG 形式
- ③ 容量：1MB 以内

## 7 禁止事項

---

### 7.1 閲覧者の意志に反した動きをしたり、誤解を与えたりする恐れのあるもの

- ① 「X」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- ② アラートマーク(警告、注意などあたかも警告を発しているような誤解を与えるもの)
- ③ ラジオボタン(あたかも選択ができるような誤解を与えるもの)
- ④ テキストボタン(あたかも入力可能な領域があるように誤解を与えるもの)
- ⑤ プルダウンメニュー(あたかも下に選択肢があるかのように誤解を与えるもの)

### 7.2 閲覧者が医師会ホームページのコンテンツの一部であるかのような混同するおそれのあるもの

- ① 医師会ホームページと類似の色調および字体を使用するもの

- ② 「お年寄りのための施設ガイド」「医療相談」など医療・介護を連想させる分野において、閲覧者が医師会の事業であると錯覚しやすいもの

## 8 掲載できないバナー広告の範囲

---

広告要綱 4-1 で示した以外の業種または事業者の広告は掲載しない。

その他、安房医師会長が広告業者として適当でないと判断した場合。

## 9 広告の掲載ページ、位置、および枠数

---

広告の掲載は、トップページ内で、広告の位置、および枠数は医師会長が指定する。

## 10 広告の掲載期間

---

### 10.1 広告を掲載する期間

1年単位とし、広告掲載終了日の2ヶ月前までに掲載辞退の申し出のない限り、次の1年を自動継続更新とする。

### 10.2 広告の開始

広告の掲載を開始する日(以下「広告掲載開始日」という)は、当該広告を開始する月の初日とする。

### 10.3 広告の終了

広告の掲載を終了する日(以下「広告掲載終了日」という)は、当該広告の掲載を終了する月の末日とする。

## 11 広告掲載の募集

---

広告の募集は、ホームページ内、および医師会ニュースで行う。

募集はホームページ内で常時募集するが、広告枠の空き状況に応じて行うものとする。

## 12 掲載申し込み

---

申込者はホームページ広告掲載申込書(別記第1号用紙)により、医師会事務局に申し込まなければならない。ただし、会費納入の滞納等がある者は申し込みすることができない。

申し込みをすることのできる広告枠は、一の個人、法人または団体につき1枠とし、同一の個人、法人、または団体が期間中に複数の広告を掲載することはできない。

## 13 掲載適否の審査および承諾

---

申し込み後、医師会長およびホームページ委員会にて、その内容を審査し、広告掲載の適否を決定し、掲載希望月の前月までに医師会長の承認を得なければならない。

ホームページ広告掲載決定承諾、不承諾通知書(別記第2号様式)により、掲載の承諾または不承諾を申し込み企業に通知する。

医師会長は、広告申し込み業者に広告内容の修正を求めることができる。修正等の求めがあった場合は、速やかに広告内容を修正し、医師会長が指定する期日までに提出しなければならない。

## 14 広告原稿の作成および提出

---

医師会長が指定する期日までに提出するものとする。

広告の内容、デザイン等については、ホームページの信用性および信頼性を損なうことのないように、制作会社と協議調整する必要がある。

医師会長は、広告の内容、デザインおよびリンク先のページ内容等が法令に違反しているとき、若しくはその恐れのあるとき、またはこの要綱に違反していると判断したときは、広告内容の変更を求めることができる。

## 15 掲載料

---

広告掲載料は、1年単位とする。

2017(平成29)年7月より、一広告につき、12,000円とする。これは協議し変更することがある。

安房医師会宛に振込みまたは現金で支払う。支払い期限は、広告開始の前月末日までに支払いをし、確認できることとする。

## 16 広告内容等の変更

---

医師会長は、広告の内容、デザインおよびリンク先のページ内容等が当要綱に反しているとき、もしくはその恐れのあるとき、また要綱に反していると判断したときは、その企業に広告内容の変更を求めることができる。

## 17 広告掲載の取消し

---

医師会長は、次のいずれかに該当するときには、広告企業への催告その他の手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。また、この場合の掲載料の返還は行わない。掲載を取り消したときは、ホームページ広告承諾決定通知書により通知することとする。

- ① 企業は広告原稿を指定する期日までに提出しなかったとき
- ② 広告内容の変更の求めに際して企業が応じないとき
- ③ 広告主の事業、広告原稿の内容およびリンク先ホームページの内容が当要綱の禁止事項等に該当するとき。
- ④ その他ホームページの広告掲載が適当でないと医師会長が判断したとき。

## 18 広告掲載の取り下げ

---

広告主は、自己の都合により、ホームページの広告掲載を取り下げることができる。この場合は、書面にて申し出ないとけない。広告を取り下げた場合は、支払い済みの掲載料は返還しない。

## 19 広告の変更

---

広告主は、広告を変更するときは、変更の10日前までに、医師会へ届け出るものとする。届出があった場合は、変更した広告原稿について、変更の可否について協議をしなければならない。提出された原稿も、当要綱の規定に準ずるものとする。

リンク先の変更についても、変更の10日前までに届け出る必要がある。また変更によるリンク先についても協議しなければならない。

## 20 広告主の責務

---

広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等にかかわる財産権のすべてにつき権利処理を完了していることを、医師会長に対して保障するものとする。

第三者から広告に関して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任および負担において解決することとする。

## 21 免責事項

---

次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止する場合にあっては、当該停止期間に係る掲載料の返還、損害等を医師会に請求することができない。

- ① 医師会のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等に伴う停止
- ② 火災および地震、水害、落雷等の天災
- ③ 悪意をもつ第三者によるサーバーその他医師会のコンピュータへの不正アクセス

## 22 その他

---

この要綱に定めるものの他必要とする事項は別に定める。

以上。

### 附則

- 1 この要綱は2015（平成27）年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は2017（平成29）年7月11日理事会承認の日より施行し、2015（平成27）年4月1日に承認を受けた要綱はこの日に廃止する。